

入間市体育施設における**大会・イベント**等の開催に関する ガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内体育施設で**大会・イベント***を開催する場合は、次のとおり、主催者に対して感染防止のためのお願いをしております。

内容を遵守いただき、ご利用をお願いいたします。

※「大会・イベント」とは、特定の主催者、主催団体が開催し、参加選手以外に運営スタッフや関係者等が発生する事業を指します。

1. 開催における条件について

- 原則として参加者の在住エリアは問わない。
ただし、直近で感染爆発が発生しているエリアからの参加者については、参加を中止いただく。
- 参加者は宿泊を伴わない単日での参加が原則であり、大型バスを利用しての集団来場は受け入れない。
- 原則、無観客で実施し、必要最小限の人数とすること（選手、監督、運営スタッフ、引率者等）。
- 屋内施設では、選手・運営スタッフ・関係者等の来場する人数の合計が、1,000人以下かつ、施設の収容定員の2分の1を超えない範囲とすること。屋外施設の場合は、来場人数が1,000人以下とすること。
- 利用日の概ね**2週間前までに**、必要事項を記載した**事業計画書**の提出を行うこと。
- 当日の参加団体、関係者等の来場者全員から、氏名と体温等を確認する**チェックリスト**（対外試合用）の提出を行うこと。また、主催者の責任で事前周知と用紙の取りまとめを行うこと。
- 参加者が利用後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、または検査中の方がいる場合には、速やかに市スポーツ推進課<TEL04-2964-1111（内線4213）>に報告すること。

2.事業計画書の確認事項

- ①基本事項（日時、利用施設、主催者情報等）
- ②参加者、スタッフ、来場者の体調管理について
 - ・当日の検温を、参加者、来場者に対しても実施できる体制を、施設管理者と協議のうえ主催者が準備すること（想定していない来場者の対応を含む）。
 - ・感染発生した際に速やかに接触者の特定が行えるよう、各参加者と来場者から氏名を収集すること。
- ③「三つの密」が発生しないよう、参加者、スタッフ、来場者の座席や待機場所を明示する。
- ④屋内を利用する場合、活動1時間毎に10分以上換気を行う時間を設けること。
- ⑤事業のタイムスケジュールについて明記すること（添付資料も可）。
- ⑥消毒に必要な物品については、主催者が手配すること。
参加者、スタッフ、来場者が感染予防できるよう、手指や器具の消毒について、施設管理者と協議のうえ、事業計画にて示すこと。

3.その他

- ・本ガイドライン及びチェックリストに明記している項目の他、各体育施設で定める利用ルールに従うこと。
- ・各競技種目の上位団体が個別に策定しているガイドラインがある場合には、それらを含めた上で実施する。
- ・国（厚生労働省、スポーツ庁等）及び県の対処方針や、市の感染拡大予防ガイドラインが修正された場合には、本ガイドラインを最新の内容に更新する。

以上。

入間市体育施設における**対外試合**等の開催に関する ガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内体育施設で**対外試合***を開催する場合は、次のとおり、感染防止のためのお願いをしております。

内容を遵守いただき、ご利用をお願いいたします。

※「対外試合」とは、予約を行った団体以外に、他のチームを招いて実施する試合や合同練習、教室等を指します。特定の運営母体の主催による試合等は「大会」となりますので、ご注意ください。

1. 開催における条件について

- 原則として参加者の在住エリアは問わない。
ただし、直近で感染爆発が発生しているエリアからの参加者については、参加を中止いただく。
- 参加者は宿泊を伴わない単日での参加が原則であり、大型バスを利用しての集団来場は受け入れない。
- 原則、無観客で実施し、必要最小限の人数とすること（選手、監督、運営スタッフ、引率者等）。
- 屋内施設では、選手・運営スタッフ・関係者等の来場する人数の合計が、1,000人以下かつ、施設の収容定員の2分の1を超えない範囲とすること。屋外施設の場合は、来場人数が1,000人以下とすること。
- 当日の参加団体全員から、氏名と体温等を確認する**チェックリスト**（対外試合用）の提出を行うこと。また、予約した団体の責任で、参加団体への事前周知と用紙の取りまとめを行うこと。
- 参加者が利用後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、または検査中の方がいる場合には、速やかに市スポーツ推進課<TEL04-2964-1111（内線4213）>に報告すること。

2.その他

- 本ガイドライン及びチェックリストに明記している項目の他、各体育施設で定める利用ルールに従うこと。
- 各競技種目の上位団体が個別に策定しているガイドラインがある場合には、それらをふまえた上で実施する。
- 国（厚生労働省、スポーツ庁等）及び県の対処方針や、市の感染拡大予防ガイドラインが修正された場合には、本ガイドラインを最新の内容に更新する。